

パブリックコメントの内容及び市の検討結果～西東京市総合計画条例(骨子)～

意見概要		市の検討結果
1	<p>賛成です。代議制民主主義の原則を遵守すれば、議会の議決なしに政治を執り行うことは許されません。市民の民意がもっとも平等に反映しているのが有権者による選挙であり、議員は市民の代表です。</p>	<p>議会の議決を経て策定することについて、骨子のとおり条例(案)に規定し、本条例案を市議会に提案します。</p>
2	<p>第6に「市長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表する」とあり、第2(1)に「総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成される」と定義されています。そして、「実施計画は3カ年を計画期間として毎年度策定」と説明がありました。</p> <p>総合計画を構成する実施計画が毎年度作成されるということは、総合計画は毎年度策定され、公表されると理解してよいでしょうか。また、どのような形で市民に公表されるのでしょうか。速やかにというのは、おおよそいつ頃(日程的に)を想定しているのでしょうか。</p>	<p>第2次総合計画は、基本構想及び基本計画は10年間、実施計画は3カ年の計画として策定します。基本計画は、後期5年間の開始にあたって見直しを行い、実施計画は予算編成とあわせて毎年度策定します。これらは、両庁舎情報公開コーナー及びホームページで公開します。公開時期は、基本構想は議会の議決後となります。また、基本計画は平成26年3月に基本構想も含めて冊子を作成し、実施計画は毎年3月に冊子を作成して公表します。なお、第6の「総合計画を策定したときは、」については、ご質問があったことを踏まえ、「基本構想、基本計画又は実施計画を策定したときは、」と規定の見直しを行います。</p>